

新宿区介護保険制度改正等説明会に代わる関連資料の公開（R3.3.15）における質問と回答

令和3年5月12日現在の情報で回答していますので、その後のQ&A等により、新たな取り扱いが示される可能性があることにご留意ください。

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
1	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について介護保険最新情報Vol.916（厚生労働省通知）	P23	<p>(居宅介護支援)</p> <p>資料：介護保険最新情報「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令の公布について」Vol.916（令和3年1月25日） 官報、21ページの第4条</p> <p>下線部の、「提供されたものが占める割合等につき説明を行い」との記述がありますが、占める割合のことか、そのケアマネが属する事業所単位で、同一のサービス事業者の割合のことか、またはそれ以外の具体的な総数に対しての利用者に入っているサービス頻度のことを指しているのでしょうか。</p>	<p>説明する割合は、次の2つです。①自分の事業所で、前6か月に作成したケアプランの総数の内、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与それぞれを位置付けたケアプランの数が占める割合 ②自分の事業所で、前6か月に作成したケアプランについて、訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービス毎の回数の内、同一事業所によって提供されたものの割合</p> <p>具体的な説明方法については、右記のQ&Aをご確認ください。</p> <p>※②について、算定留意事項では「サービス事業者」となっていますが、厚生労働省に確認したところ「Q&A（Vol.3）」問111のとおり「同一事業所ごと」とであると回答を得ました。</p>	<p>[居宅支援基準について]第2の3(2)</p> <p>「Q&A（Vol.3）」問111及び112</p>

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
2	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P82	<p>(通所介護)</p> <p>3.(1)㊸通所介護における個別機能訓練加算の見直しで、指導員の配置について(Ⅰ)□専従1名以上配置(サービス提供時間帯通じて配置)の場合、<u>□はイに加えて専従で1名以上配置する</u>の意味は、常勤1名と非常勤を組み合わせでの算定は可能でしょうか?(例1は可能か?)</p> <p>※例1 常勤A;月～金のサービス提供時間を通じて配置、非常勤B;月～金のサービス提供時間の一部のみ配置及び土日のサービス提供時間を通じて配置</p> <p>※例2 常勤A;月～金のサービス提供時間を通じて配置、常勤C;水～日のサービス提供時間を通じて配置</p>	<p>個別機能訓練加算(Ⅰ)□を算定するためには、2名以上の理学療法士等を配置する必要があります。当該理学療法士等は専従で配置する必要がありますが、常勤・非常勤の別は問いません。質問票例1では、月～金のBの配置時間に個別機能訓練を受けた利用者に対し(Ⅰ)□が算定可能で、土日及び月～金のBの配置時間以外は(Ⅰ)イが算定できます。質問票例2では、水・木・金で(Ⅰ)□が算定でき、土・日・月・火は(Ⅰ)イが算定できます。ただし、特定の曜日や時間帯だけ(Ⅰ)□を算定する場合は、(Ⅰ)□の加算を算定できる人員体制を確保している曜日はあらかじめ定められ、利用者やケアマネジャーに周知されている必要があります。</p>	<p>「居宅算定留意事項」第27(1)</p> <p>「Q&A(VOL.3)」問48・49・50・53</p>
3	—	—	<p>(訪問介護等)</p> <p>今回の変更にあたり、単位数の変更がありますが、契約締結する必要はありますでしょうか。変更部分を説明した後、ご利用様のサイン・捺印を頂かなくてはならないでしょうか。もしくは説明の書面を送付するなどし、その記録を残せばよいでしょうか。</p>	<p>事業者は利用者に対し重要事項について文書を交付し、説明し同意を得ることが必要で、同意について、利用者及び指定訪問介護事業者双方の保護の立場から文書によることが望ましいとされています。訪問介護における今回の改正に伴い、認知症専門ケア加算を新たに算定することにより利用者負担が変わることなどは重要事項に当たります。また、利用料は契約の内容なので契約の変更が必要ですが、変更方法、サイン、押印の必要性については民法に関わることなので専門家に確認してください。なお、「押印についてのQ&A(令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省)」も参考にしてください。</p>	<p>「居宅・予防基準について」第3-3(1)</p>

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
4	—	—	<p>(訪問看護)</p> <p>初回加算について、算定要件の変更はないでしょうか(退院時共同指導加算との同時算定ができない等)。</p>	<p>改正に伴う初回加算の要件の変更はありません。</p> <p>初回加算は、「指定訪問看護事業所において、新規に訪問看護計画書を作成した利用者に対して、初回の指定訪問看護を行った場合は、1月につき所定単位数を加算する」さらに、初回加算を算定する場合は、「退院時共同指導加算は算定しない。」とされています。</p>	<p>「居宅算定基準」 別表 3二及びホ</p>

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
5	—	—	<p>今回の法改正で、新規加算の請求や変更事項等がある場合、新宿区への事前の届出ですが、締め切り日等ありましたら、教えてください。</p>	<p>4月1日から加算の算定をする場合は、4月7日までに、5月以降は前月の15日までに加算届出書を、運営規程等の変更がある場合は、変更日から10日以内に変更届の提出をお願いいたします。</p> <p>なお、報酬改定に伴う料金表の変更のみの場合は変更届の提出は不要です。</p> <p>詳しくは別途区公式HPに掲載しておりますので、次のURLよりご確認をお願いいたします。</p> <p>【地域密着型サービス】 https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01_002044.html</p> <p>【居宅介護支援】 https://www.city.shinjuku.lg.jp/fukushi/kaigo01_002070.html</p>	

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
6	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P83	<p>(通所介護等)</p> <p>参考資料1「令和3年度介護報酬改定における改定事項についての中の、3(1)㉔の通所介護等の入浴介助加算(Ⅱ)についてですが</p> <p>1、既存の通所個別介護計画書に含めてもよいのでしょうか。</p> <p>2、「浴室の環境を確認すること、それを踏まえた個別計画を」、とありますが、寝たきりで、自宅には一般浴槽しかない場合、各自治体独自の住宅設備改修の中の浴槽取り替え制度を利用する前提で計画書を作らなければならないのでしょうか。</p>	<p>1、入浴計画について「個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。」とあります。入浴計画を地域密着型通所介護計画に含める場合は、右記の留意事項を踏まえた内容を記載してください。</p> <p>2、利用者の居宅を訪問し評価した者が、利用者自身で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、福祉用具事業所の福祉用具専門相談員等と連携し利用者の担当ケアマネジャー等に対し、助言を行うとなっています。保険外サービスである住宅設備改修についてケアマネジャー等に助言した結果、サービス担当者会議等を経て改修を行うことになった場合には、入浴計画に盛り込むことになります。</p>	「地密・予防算定留意事項」第2 3の2(8)イ②」

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
7	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P111	サービス提供体制強化加算 I を取得するには、『勤続10年以上介護福祉士25%以上』とありますが、介護福祉士の資格取得から10年以上で10年以上勤務、という解釈でしょうか？ また、勤続年数は通算でもよいのでしょうか？	勤続10年以上とは、介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではありません。 なお、勤続年数とは各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものであり、算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人等の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとします。	「Q&A(Vol.3)」問126 「地密・予防算定留意事項」第2 4 (8)①準用第2 2 (6)⑦
8	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P145	訪問看護ステーションからのリハビリと通所リハビリの併用ができなくなるのでしょうか？もし、できなくなるのなら、移行期間が必要だと思います。	理学療法士等による訪問看護と、通所リハビリテーションの併用について回答します。 訪問看護は「通院が困難な利用者」に対して給付することとされております。 理学療法士等による訪問看護については、通所リハビリテーションのみでは、家屋内のADLの自立が困難であって、ケアマネジメントの結果、看護職員と、理学療法士等が連携した、家屋状況の確認を含めた訪問看護の提供が必要と判断された場合は位置付けることが可能です。通院（通所）で担保できるのであれば通所を優先するということです。 ※訪問リハビリテーションも同様の考え方になっています。	「居宅算定留意事項」第2 4 (1)

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
9	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	右記参照	<p>(看護小規模多機能型居宅介護)</p> <p>3.自立支援・重度化防止の取り組み」の推進</p> <p>(1) ①算定要件等の内容で、リハビリテーション・機能訓練、口腔、栄養に関する各種計画表について重複する記載項目を整理するとともにそれぞれの実施計画を一体的に記入できる様式とありますが、参考になる様式はありますか？ (68ページ)</p> <p>(1) ⑩通所系サービス等における口腔機能向上の取組の充実 算定要件等の中の口腔・栄養スクリーニング加算の参考になるひな形など様式はありますか？ (90ページ)</p> <p>(1) ⑭通所系サービス等における栄養ケア・マネジメントの充実 算定要件等の参考にするひな形などの様式はありますか？ (91ページ)</p> <p>(3) ②褥瘡マネジメント加算等の見直し① 算定要件等の中の参考になるひな形などの様式はありますか？特に定期的に記録する様式で参考になるものはありますか？ (103ページ)</p> <p>(3) ③排せつ支援加算の見直し① 算定要件等の中の評価する表は、ひな形がありますか？ (105ページ)</p>	<p>リハビリテーション計画書・個別機能訓練計画書・栄養ケア計画書及び口腔機能向上サービスの管理指導計画書・実施記録について、重複する記載項目を整理するとともに、それぞれの実施計画を一体的に記入できる様式が示され、この計画書を作成した場合、リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の各加算等の算定に必要なとされる様式に代えることができるとされました。厚生労働省の右記通知で確認してください。</p> <p>また、褥瘡マネジメント加算については、留意事項の別紙様式5として「褥瘡対策に関するスクリーニング・ケア計画書」が、排せつ支援加算については、留意事項の別紙様式6として「排せつの状態に関するスクリーニング・支援計画書」が示されています。</p>	<p>介護保険最新情報 Vol936、「リハビリテーション・個別機能訓練・栄養管理及び口腔管理の実施に関する基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」</p> <p>「地密・予防算定留意事項」第二 9 (26) ③、同 (27) ④、別紙様式5及び別紙様式6</p>

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
10	指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について	P7	<p>(居宅介護支援)</p> <p>人員、設備及び運営に関する基準等の改正の主な内容について</p> <p>6. 居宅介護支援①質の高いケアマネジメントの推進 ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から事業所に以下について利用者に説明を行うことを新たに求める。・前6か月間に作成したケアプランにおける・・・と記載されている内容について、新たに契約する利用者については契約の時にこれを実施するとして、既存の利用者に対して文書を交付して説明をするのはいつから行うのが望ましいでしょうか？ また説明と交付は一度行えば、その後は情報公表制度を利用して頂くなどで事業所の情報を把握して頂ければよいのでしょうか、それとも定期的に(6か月ごとに)説明を行う必要があるのでしょうか。</p>	<p>令和3年4月以前に契約を結んでいる利用者については、次のケアプランの見直し時に説明を行うことが望ましいとされています。また、令和3年4月中に新たな契約を結ぶ利用者等において、割合の集計や出力の対応が難しい場合においては、5月以降のモニタリング等の際に説明を行うことでも差し支えありません。</p> <p>なお、「指定居宅介護支援の提供の開始に際し」とあるだけなので、定期的(6か月毎に)な説明までも求めるものではないと考えられますが、今後、厚生労働省より介護保険最新情報等で明らかになることもありますのでご注意ください。</p>	「Q&A (Vol.3) 問112

項番	質問項目		質問内容	回答欄	回答の根拠法令等
	資料名	ページ			
11	令和3年度介護報酬改定における改定事項について	P145	<p>(訪問看護)</p> <p>資料5 令和3年度介護報酬改定における改定事項について</p> <p>5. 制度の安定性・持続可能性の確保</p> <p>P144 5. (1) ③訪問看護の機能強化</p> <p>理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による介護予防訪問看護について、利用開始日の属する月から12月超の利用者に介護予防訪問看護を行った場合は、1回につき5単位を減算するとの項目が新設されました。</p> <p>この利用開始月は、いつからになりますか？</p>	<p>本取扱いは、令和3年4月から起算して12か月を超える場合から適用されるので、令和3年3月以前にサービスを利用開始した場合でも、令和3年4月から起算することになります。</p> <p>なお、サービスを利用開始した日が属する月が利用開始月となり、当該事業所のサービスを利用された月を合計したものを利用期間とします。</p> <p>また、減算起算の開始時点は、当該サービスを利用開始した日が属する月となります。</p>	<p>「居宅算定留意事項」 第2 3 (19)</p> <p>「Q&A (Vol. 3) 問 13</p> <p>「Q&A (Vol. 6) 問4</p>

根拠法令等の略表記について

「居宅・予防基準について」 = 平成11年9月17日老企第25号「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」

「居宅支援基準について」 = 平成11年7月29日老企第22号「指定居宅介護支援等の人員及び運営に関する基準について」

「居宅算定基準」 = 平成12年2月10日厚生省告示第19号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」

「居宅算定留意事項」 = 平成12年3月1日老企第36号「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

「地密・予防算定留意事項」 = 平成18年3月31日老計発第0331005号、老振発第0331005号、老老発第0331018号、「指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」

「Q&A Vol.3」 = 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.3）（令和3年3月26日）」

「Q&A Vol.6」 = 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol.6）（令和3年4月15日）」